

一関市有害獣誘因木伐採事業費補助金

※令和8年9月25日（金）より申請受付開始

市では、人の日常生活圏へのクマの出没を抑制するため、クマを誘引するおそれのある柿やクリなど、実のなる樹木の伐採に要する費用の一部を補助します。

1 補助金の対象経費と補助額

伐採、運搬及び処分に要する費用の3分の2以内（上限10万円）

※伐採する本数にかかわらず、補助上限額は10万円です

※伐採業者に委託して実施する場合の費用が補助対象となります（自身で行う伐採は補助対象外）

※補助金の交付は、当該年度において同一の者につき1回に限ります

2 補助金を申請できる方

樹木を所有または樹木の所有者から同意を得て管理する個人

3 補助金の対象となる樹木の要件

次のすべての条件を満たす樹木が対象です

- ・クリ、柿、その他実のなる果樹類であること
- ・樹木が生えている場所が、人家、農地などからおおむね200メートル以内にあること
- ・胸の高さで測った幹の直径がおおむね15センチメートル以上であること
- ・営利目的で栽培・管理されている樹木ではないこと
- ・原則として、根元から伐採すること

4 申込期間

令和8年12月11日（金）まで

※予算額に限りがあるため、受付期間内であっても、予算額に達した場合は受付を終了します

5 申込先

市民環境部生活環境課、各支所市民福祉課

※申込書は申込先の窓口で配布しているほか市ホームページからもダウンロードできます

6 必要書類

- ・補助金事前申込書（様式第1号）
- ・対象樹木の位置図
- ・対象樹木の種類・本数がわかる現況写真
- ・対象経費の内訳が確認できる見積書の写し
（合計金額のみが書かれた作業内容が不明の見積書は不可）
- ・対象樹木がある土地の所有者等であることを証する書類
（登記事項証明書、固定資産税課税明細書の写し等）
- ・同意書及び委任状（所有者から委任を受けた者が申請する場合）
- ・その他市長が必要と認める書類

【ご注意ください】

※事前申し込みせずに伐採した樹木については、補助の対象となりません



【お問い合わせ先】

一関市役所市民環境部生活環境課
環境衛生係21-8341

各支所市民福祉課 市民生活係

花泉82-2213 大東72-4075 千厩53-3945

東山47-4516 室根64-3804 川崎43-2113

藤沢63-5316